（様式第３）

番 号

年 月 日

　法人にあっては名称

　及び代表者の氏名 宛て

　　　　　　　一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一

平成　　年度バーチャルパワープラント構築事業費補助金（バーチャルパワープラント構築実証事業）交付決定通知書

　平成　　年　　月　　日付け第　号をもって申請のありました平成　年度バーチャルパワープラント構築事業費補助金（バーチャルパワープラント構築実証事業）については、バーチャルパワープラント構築事業費補助金（バーチャルパワープラント構築実証事業）交付規程（平成２８年５月１２日ＩＡＥ総発２８第１３９号）（以下「交付規程」という。）第５条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成　　年　　月　　日付け第　号で申請のありました平成　　年度バーチャルパワープラント構築事業費補助金（バーチャルパワープラント構築実証事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

　　補助事業に要する経費　　　金　　　　　　　　　　　円

　　補助対象経費　　　金　　　　　　　　　　　円

　　補助金の額　　　金　　　　　　　　　　　円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とします。

４．補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければなりません。

（１）補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

（２）補助事業者は、第９条第１項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめＩＡＥの承認を受けること。

（３）補助事業者は、ＩＡＥが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、ＩＡＥの指示に従うこと。

（４）補助事業者は、ＩＡＥが第２０条第１項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うこと。

（５）補助事業者は、ＩＡＥが第１６条第３項の規定による補助金の返還を請求したときは、ＩＡＥが指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第１６条第６項の規定に基づき延滞金を納付すること。

（６）補助事業者は、ＩＡＥが第２０条第４項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、ＩＡＥが指定する期日までに返還するとともに、第２０条第５項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第２０条第６項の規定に基づき延滞金を納付すること。

（７）補助事業者は、ＩＡＥ又は経済産業省が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

（８）補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめＩＡＥの承認を受けること。

（９）補助事業者は、第２３条第４項及び第２４条第３項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、ＩＡＥの請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。

（１０）補助事業者は、次条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請を取り下げるときは、ＩＡＥに報告すること。

（１１）補助事業者は、補助事業終了後５年間、ＩＡＥ又は経済産業省の指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

５． 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、バーチャルパワープラント構築事業費補助金（バーチャルパワープラント構築実証事業）交付要綱及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

　　なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

（１）適正化法第１７条の規定による交付決定の取消、第１８条の規定による補助金等の返還及び第１９条第１項の規定による加算金の納付。

（２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則。

（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４）ＩＡＥの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

（５）補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

６．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。